

## 佐賀県規則第54号

佐賀県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農業大学校管理規則（昭和59年佐賀県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(校長の専決事項)</p> <p><b>第9条</b> 校長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(授業料の納付)</p> <p><b>第35条</b> 略</p> <p><u>2 略</u></p> <p>(授業料等の減免)</p> <p><b>第36条</b> <u>学生又は養成部の入学試験を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、授業料又は入学試験手数料（以下「授業料等」という。）を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(1) 火災、風水害その他の非常の災害を受け、生計に重大な支障を生じたとき。</p> <p>(2) 著しい生活困窮により授業料等の支弁が困難であると認められるとき。</p>	<p>(校長の専決事項)</p> <p><b>第9条</b> 校長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 条例第9条第1項に規定する授業料又は同条第2項に規定する授業料等の減免及び条例第10条ただし書の規定による授業料等の還付に関すること。</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(授業料の納付)</p> <p><b>第35条</b> 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、校長は、必要があると認めるときは、授業料の納付期限を別に定めることができる。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(授業料等の減免)</p> <p><b>第36条</b> <u>条例第9条第2項の特別の理由は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 火災、風水害その他の非常の災害を受け、生計に重大な支障を生じたこと。</p> <p>(2) 著しい生活困窮により授業料等の支弁が困難であると認められること。</p>

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>(授業料等の減免の手続)</p> <p><b>第37条</b> 前条第1項の規定により授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書を校長に提出しなければならない。</p> <p>(授業料等の還付)</p> <p><b>第38条</b> 授業料等を納付した後において、<u>第36条第1項又は第2項の規定により授業料等を減額し、又は免除したときは、これを還付する。</u></p>	<p>2 略</p> <p>(授業料等の減免の手続)</p> <p><b>第37条</b> <u>条例第9条第1項に規定する授業料又は同条第2項に規定する授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書その他の別に定める書類を校長に提出しなければならない。</u></p> <p>(授業料等の還付)</p> <p><b>第38条</b> <u>条例第10条第2号の特別の理由は、授業料等を納付した後において、第36条第1項第1号若しくは第2号又は第2項に該当したことをとする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県農業大学校管理規則第9条、第36条及び第37条の規定は、令和2年4月1日から適用する。